平成２９年（再イ）第２７号

札幌市豊平区水車町８丁目３番12号　郵政宿舎Ｂ―201号

再生債務者　三澤　真吾

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４号

広島県福山市幕山台２丁目34番３号

再生債務者　枝廣　匡晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月22日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳位の男性、身長160センチメートル位

上記の者は、平成29年２月11日午前８時35分さいたま市見沼区染谷２丁目155番地雑木林内において、立木で首を吊っているところを発見されたもので、死亡日は平成28年９月と推定されます。

２．本籍・住所・氏名不詳、年齢80歳から90歳位の女性、身長163センチメートル位

上記の者は、平成29年４月11日午後０時さいたま市見沼区大字南中野898番地―405号において、室内の布団内で死亡しているところを発見されたもので、死亡日は平成29年２月下旬と推定されます。

上記２件の遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市見沼区役所福祉課までお申し出ください。

平成29年７月５日

埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、35～60歳（推定）の男性

上記の者は、平成29年５月３日午前１時30分頃、愛知県知多郡南知多町大字篠島地先篠島港沖防波堤で頭蓋骨のみ発見されました。検死の結果、死因は不明で、死亡日時は平成27～28年頃と推定されます。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は愛知県刈谷市東新町３―211イズモ葬祭刈谷店に保管しています。お心当たりの方は、当町厚生部福祉課まで申し出てください。

平成29年７月５日

愛知県　　南知多町長　石黒　和彦

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第14条第10項の規定により公告する。

平成29年７月５日

歌志内市長　村上　隆興

1　建築物の所在地等

住所　歌志内市字本町90番地、93番地

構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺３階建

2　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の建築物については、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれの状態であり、周辺の建築物や通行人等に対し、甚大な被害を与えるおそれがあること、また、その危険度も切迫性が高いと判断されるため、当該建築物の全部を除却すること及び当該危険物内部の動産を搬出し、適法に処理すること。

3　措置の期限　平成29年７月19日

期限までに措置が行われない場合は、歌志内市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置（建物の除却及び動産の廃棄）を行う。

4　歌志内市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、歌志内市公告式条例第２条第２項に規定する歌志内市役所前掲示場において掲示する。

特定空家等の命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第11項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年７月５日　　周南市長　木村健一郎

1　対象となる特定空家等

所在地　周南市福川二丁目323番地

用途　　住宅

2　措置の内容

本件特定空家等の所有者は、本件特定空家等の北東部の３畳和室（押入れ含む）について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため、外壁部の土壁、窓、戸袋等の撤去、上部屋根の穴が開いている箇所の補修、取り除いた外壁部について、雨水等による腐朽、破損を防ぐため板等により塞ぐこと及び構造部材（柱、梁等）については基本的に残し、不良部材については状況により、補強、交換を行い、建物全体への構造に対する影響を抑えること。

3　命ずるに至った事由

市は、本件特定空家等の所有者に対し、法第14条第１項の規定に基づき、平成28年10月18日付け周生第435号、及び同年12月９日付け周生第495号により、本件特定空家等の北東部の一部を除却し、補修することを内容とする措置（以下「本件措置」という。）を助言・指導したが改善されなかった。そのため、市は、法第14条第２項の規定に基づき、平成29年１月30日付け周生第574号により本件措置をとるよう勧告を行ったが、本件措置は取られなかった。

上記のとおり、市は、本件特定空家等所有者に対し法に基づく助言・指導及び勧告を行ってきたが、改善が認められず、また、本件措置も取られなかったため、法第14条第３項の規定に基づき、平成29年６月14日付け周生第171号により、本件措置を命じたものである。

4　措置の期限　平成29年7月24日

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月五日

仙台市泉区住吉台東四丁目八番地の九

特定非営利法人秘密基地プロジェクト

代表清算人　桃園夫美子

解散公告

当社は、平成二十九年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月五日

宮城県石巻市小原字湯元二三

株式会社ケースタイルサービス

代表清算人　四竈　明子

解散公告

当社は、平成二十九年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月五日

仙台市青葉区国分町一丁目七番一八号

バイオネクサス株式会社

代表清算人　髙橋　幸聖

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月五日

宮城県栗原市若柳字川北荒町前一番地七

タカハタ一纏製株式会社

代表清算人　岡田　裕哉

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月五日

山形県飽海郡遊佐町吹浦字女鹿四六番地

有限会社アトリエユー

清算人　池田　恒夫